

お 知 ら せ

4.3.30

愛媛県南予地方局健康福祉環境部地域福祉課

(0895-28-6106)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

(089-912-2424)

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業所を開設する「NPO法人すたあと（理事長 新井 眞千安）」について、次のとおり事業者としての指定を取り消したので、お知らせします。

記

1 被処分者	【開設者】 法人名 NPO法人すたあと 代表者 理事長 新井 眞千安 所在地 大洲市柚木 1030 番 5
	【事業所】 事業所名 グループホームのぞみ 所在地 大洲市柚木 1030 番 5 サービス種類 共同生活援助 事業所番号 3820700163
2 処分の内容	指定障害福祉サービス事業者の指定取消し
3 処分年月日	令和4年3月30日
4 指定取消年月日	令和4年3月31日
5 処分の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第50条第1項第3号、第5号及び第6号に該当
6 処分の理由	(1) 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号） 世話人として届け出た一部の従業者（3名）について、平成28年4月以降勤務実態がなく、人員基準上配置すべき従業者を配置していなかった。 (2) 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） ① 人員基準上配置すべき従業者を配置していないにもかかわらず、平成28年4月から令和3年10月までの間、本来よりも高い区分で基本報酬を不正に請求し、受領した。 また、従業者が欠如した場合には、サービス提供職員欠如減算を行う必要があるが、平成28年4月から令和3年12月までの間、これを行わず請求し、受領した。

	<p>② サービス管理責任者を配置していない期間があったにもかかわらず、令和2年6月から同年11月までの間、サービス管理責任者欠如減算又は個別支援計画未作成減算を行わず請求し、受領した。</p> <p>③ 処遇改善加算を取得しながら、従業員に対し、賃金改善を行っていなかった。また、処遇改善加算においてサービス管理責任者は対象外の職種であるが、この者に係る法定福利費の事業主負担分を賃金改善額に計上し、処遇改善加算を充てていた。</p> <p>これらについて、平成28年4月から令和3年3月までの間、処遇改善加算を不正に請求し、受領した。</p> <p>(3) 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）</p> <p>監査時において、勤務実態のない従業員の虚偽の雇用契約書、出勤簿及び賃金台帳等を県に提出した。</p>
<p>7 認められた不正利得</p>	<p>約2,500万円</p>

○法人の概要

- ・ 名 称 N P O 法人すたあと
- ・ 代表者 理事長 新井 眞千安
- ・ 所在地 大洲市柚木 1030 番 5
- ・ 設立年月日 平成 20 年 1 月 16 日

○対象事業所の概要

- ・ 事業所名 グループホームのぞみ
- ・ 事業所所在地 大洲市柚木 1030 番 5
- ・ 住居所在地 大洲市中村 257 番地 1 レジデンス中井
- ・ サービス種類 共同生活援助（外部サービス利用型）
- ・ 指定年月日 平成 2 0 年 4 月 1 日
- ・ 利用定員 1 2 名

共同生活援助：主として夜間に、障がい者の共同生活の住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。

(参考)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2～3 (略)

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2～4 (略)

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～3 (略)